

令和4年度

第3回越知町農業委員会総会議事録

(定例会)

令和4年6月30日

## 令和4年度 第3回越知町農業委員会総会議事録

令和4年6月30日 越知町農業委員会総会を越知町役場3階大会議室に召集された

1 会議日 令和4年6月30日（木）午前9時00分～午前9時50分

2 出席者

農業委員（9名） 会長 須内啓次 職務代理 和田昌夫

1 藤田 一夫	2 大原 典子	3	4 吉田 由太郎
5 橋詰 節	6 箭野 正昭	7 中内 瑠美	8 和田 昌夫
9 岡林 富士男	10 須内 啓次		

欠席委員（1名） 吉田 忠

農地利用最適化推進委員（5名）

岡 義雄	濱田 學	斎藤 信夫	片岡 政彦
片岡 久一郎			

事務局職員（2名）

局長 武智 久幸 主査 西岡 亨

3 本会に出席を求めたもの

4 議事

議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第6号 越知町農用地利用集積計画について（協議）

議案第7号 越知町農業委員会委員の辞任について

5 その他

令和4年度農業者年金加入推進活動計画（案）について

6 閉会

開会及び議事 午前9時00分

- 会 長 おはようございます。定刻になりましたので、農業委員会開始したいと思います。本日もお忙しいところ出席いただきましてありがとうございます。本来なら梅雨時期ですが、今年は早速梅雨もあけるといいう変わった気候になりました。毎年、異常気象ですが、皆さん身体に気を付けて、作業していただきたいと思います。本日の署名委員は、吉田由太郎委員、藤田一夫委員ですのでよろしくお願いします。欠席委員は吉田忠委員です。それでは、議案に入ります。第5号議案 農地法第4条の規定による許可申請についてを事務局説明をお願いします。
- 事務局 はい、説明させていただきます。1番、申請人は〇〇の〇〇さん、調査委員は藤田一夫委員にお願いしています。土地の所在地番は、〇〇字〇〇847番1、現況地目は畑、面積は280㎡のうち0.04㎡、転用事由は営農型太陽光発電となっています。ほかに畑が2筆ありまして、合計面積は0.25㎡です。現地の航空図、地図、営農型太陽光発電についての資料を添付しておりますので、参考になさってください。以上です。
- 会 長 はい、ありがとうございます。それでは、調査委員の藤田委員、報告をお願いします。
- 1番委員 はい、報告します。6月24日に現地に行ってみりました。場所は前々回申請に出た所と同じです。〇〇に入って行った所で、新築の家がいくつか見られました。周辺の現況は、北は雑木が茂って森のようになっており、東はニラ畑、南は図面では里道と書かれていますが、2mほど段差がありました。太陽光パネル設置場所は嵩上げしていますので、西側も2メートルほど段差があり、下に田んぼがあります。太陽光パネルは地上2.5mぐらいの所に設置して、下で栗を栽培する計画のようですが、近隣への影響はほぼないと思われます。ただ、栗が適正に生育するかどうかは、私は栗の栽培経験がないのでわかりません。報告は以上です。
- 会 長 はい、ありがとうございます。審議に移ります。
- 事務局長 補足説明いいですか。
- 会 長 はい、お願いします。

事務局長	<p>越知では営農型太陽光発電一時転用は初めてですので、補足説明させていただきます。資料を見ていただきたいですが、営農型太陽光発電とは、支柱を立てて、営農を継続しながら、上部の空間に太陽光を設置するものですが、その営農型を行う場合に、支柱部分の転用手続きが必要になってきます。</p> <p>農業委員会は一時転用していいのかの許可の判断を行います。一時転用の申請は提出資料も多いのですが、〇〇さんから提出された資料をみますと、書類上は条件をクリアしています。藤田委員もおっしゃられましたように、実際粟が育つかどうかはわかりませんが、栽培の計画書は作成されています。</p> <p>最終的に許可を出すのは県知事です。許可が下りた後は、最長 10 年間転用が認められますが、毎年 1 回営農が適切に行われているか報告書に基づいてチェックすることも必要になってきます。チェックは県が行うのですが、越知町の農地ですので、農業委員会も経過を注視していく必要があると思います。以上です。</p>
会 長	事務局から補足説明もありました。審議に移りたいと思います。何か質問のある委員さんはいませんか。
斎藤委員	図面を見る限り、電柱は道の真ん中にあるように見えますが、構わないんですか。
事務局長	電柱はこの為に設置したものではなく、元々ある電柱から引き込みます。写真では道の真ん中にあるように見えますが、実際は端にあります。
1 番 委 員	元々この電柱があって、道のほうが後からできたようです。
4 番 委 員	太陽光パネルの所有者は業者なのか、申請人なのか。
事務局長	土地もパネルも申請人の所有です。
9 番 委 員	どれぐらい農業をしていれば営農と言えるのでしょうか。 収穫できなくても、管理をしていればいいんですか。
事務局長	収量を見ます。収益が上がってなければいけないので、毎年確認した上で、報告義務があります。
9 番 委 員	確認は農業委員会ではなく、県がするんですよね。

会 長	そうなっていますが、農業委員会としても経過を見ていく必要があると個人的には思います。
9 番委員	わかりました。
会 長	ほかに質問なければ、採決に移りますが構いませんか。 (質問、意見なし) それでは採決をとります。議案第 5 号に賛成の方は挙手お願いします。 (全員挙手) はい、全員です。議案第 5 号は可決されましたが、営農型太陽光発電は越知町では初めてということもあり、今後経過を注視していかなければならないと思います。 続きまして、議案第 6 号越知町農用地利用集積計画について(協議)です。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により越知町長から諮問があった件について、審議を求めます。事務局より説明をお願いします。
事 務 局	はい、説明します。1 番、貸し手は〇〇の〇〇〇〇さん、借り手は 1 区のと田吉矩さん、利用権の種類は賃貸借再設定で、令和 4 年 7 月 1 日から令和 9 年 6 月 30 日の 5 年間です。土地の所在地番は、〇〇字〇〇853 番 1、現況地目は畑、面積は 167 ㎡です。ほかに畑が 2 筆の合計 3 筆、面積は 1132 ㎡です。以上につきましては農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていることを確認しています。なお、農用地利用集積計画にも、航空図等、所在が分かるものをというご意見がありましたので、今月から添付しております。ほか、集落名一覧表と越知町の全図も添付しておりますので、あわせて参考になさってください。以上です。
会 長	はい、ありがとうございます。議案第 6 号は協議事項です。皆様のご意見伺います。先ほど事務局の説明にもありましたが、今月から所在が分かる資料がありますので、それも参考にしてください。何か質問等ありませんか。 (質問、意見なし) ないようでしたら、採決に移ります。議案第 6 号に賛成の方は挙手お願いします。 (全員挙手) はい、全員です。ありがとうございました。 今月は追加議案があります。議案第 7 号越知町農業委員会委員の辞任についてです。農業委員会等に関する法律第 13 条第 1 項の規定に基づき、下記について同意を求める案件となっています。事務局説明をお願いします。

事務局長

はい、説明します。吉田忠委員から辞任届が提出されました。6月22日に吉田委員が農業委員会事務局に来られまして、委員を辞任したいとの申し出がありました。病気の為、体力も低下し、また手術も控えており、治療に専念したいということです。任期もあと1年ほどになっていますが、こういう状態なので農業委員としての活動も出来ず、皆さんに迷惑がかかるので辞任したいとの話がありまして、当日辞任願いが町長宛てに提出されました。農業委員の辞任につきましては、農業委員会等に関する法律第13条第1項の規定により、正当な理由がある時は市町村長及び農業委員会の同意を得て辞任することが出来るということになっています。流れとしましては、農業委員会が同意をしたということを町長に答申しまして、町長が承認すれば辞任になります。正当な理由というところですが、病気の治療に専念というのは正当な理由にあたると思われまので、辞任の同意について、みなさんに審議していただきたいです。よろしくお願ひします。

会 長

はい、それでは審議に移ります。私のところにも、個人的に吉田委員から委員を続けるのがしんどいと相談がありました。あと1年なんとか続けてもらえないかとお話もさせていただきましたが、この状態で続けるのは精神的にもきついということで、辞任を申し出たという次第でございます。この件について、何かご意見ありませんか。

(質問、意見なし)

何もなければ、採決をとりたいと思いますが構いませんか。

(委員口々に) はい。

それでは、議案第7号に賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、全員です。ありがとうございます。本日の議案は以上になります。その他に移ります。小休します。

閉会 午前9時50分